

パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定運営細則

（目的）

第1条 この細則は、パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定（以下「協定」という。）の運営に関し必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

（運営委員会）

第2条 協定第9条に基づくパークシティ浜田山（戸建地区）景観協定運営委員会（以下「委員会」という。）の招集は必要に応じ、委員長が行う。

2 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

(1) 協定第9条から第17条にかかる事項

(2) その他協定の運営に関すること

3 委員会の議決は役員を含め委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

（総会）

第3条 協定第4条の土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）全員で構成する総会を、年1回開催する。また必要と認められる時に、臨時総会を開催するものとする。

2 総会の招集は委員長が行う。

3 次の各号に掲げる内容については、総会の議決又は承認によらなければならない。

この場合、土地の所有者等の過半数（委任状を含む。）以上の出席をもって成立し、第1号から第3号の事項については、その過半数をもって決し、第4号の事項については、その3分の2以上をもって決する。

(1) 委員の選任

(2) 委員会の決定事項の変更に関すること

(3) 運営報告及び収支報告に関すること

(4) 細則の変更及び廃止に関すること

（議事録の作成及び保管）

第4条 委員会及び総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人から請求があった時は、これを閲覧させなければならない。

（経費）

第5条 委員会にかかる諸経費は、土地の所有者等全員の負担とする。

(土地の所有者等の変更の届出)

第6条 協定第12条第1項の規定による土地の所有者等の変更の届出は、「土地の所有者等の変更届」(第1号様式)に署名及び捺印をしたものとする。

(建築計画の事前届出)

第7条 協定第12条第2項及び第3項の規定による建築計画の事前届出は、「パークシティ浜田山(戸建地区)景観協定届出書」(第2号様式)に届出者及び建築の請負者の署名及び捺印をしたものとする。

2 前項に定める建築の請負者とは、当該建築物等の設計者である建築士若しくは施工会社をいう。

3 建築確認申請書を提出しようとする者は、協定を遵守している証として、第1項の届出書の写しを確認申請書に添付しなければならない。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他協定の運営上必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

附則

(施行期日)

この細則は委員会設立の日(年 月 日)より実施する。

土地の所有者等の変更届

年月日

パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定運営委員会
委員長

_____様

住所：_____

氏名： _____ (印)

次のとおり、平成 年 月 日に土地の所有者等が変更になりましたので届け出ます。

- ・変更事項：土地の所有者・土地の借地権者（どちらかを で囲んでください）

新規所有者等	氏名	(印)	電話	
	住所			
従前所有者等	氏名	(印)	電話	
	住所			

- ・土地の表示

地名地番：東京都杉並区_____

（注）「土地の所有者等」とは、建築協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者です。

第2号様式

パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定届出書

年 月 日

パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定運営委員会
委員長殿

パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定運営細則第7条に基づき届出をいたします。

建築主氏名	
工事種別	
建築場所	
敷地面積	m ²
建築面積	m ²
延床面積	m ²

チェックシート

以下の太枠内を記入してください。

項目	協定の概要	数値を記入	適合・不適合 を選択	備考
地盤高の 変更の禁止	建築物の敷地の地盤高の変更禁止		適合・不適合	
敷地の出入口	決められた道路以外への出入口の設置の禁止		適合・不適合	
建築物 の用途	一戸建ての専用住宅とする		適合・不適合	
設備の設置	敷地内への電柱・ポール及び屋外アンテナの設置の禁止		適合・不適合	
建物の色彩	外壁の色彩	色相： 明度： 彩度：	適合・不適合	
	屋根の色彩	色相： 明度： 彩度：	適合・不適合	
工作物	工作物の敷地外周方向への張り出しの禁止		適合・不適合	
屋外広告物 の設置	表示面積の合計は1 m ² 以下とする	m ²	適合・不適合	

各項目の記入については、「パークシティ浜田山 戸建住宅地 まちづくりルール」をご一読のうえ記入してください。なお、不明な項目については、設計等を委託している建築会社、建築士に確認してください。

上記の内容について相違ないことを証明し、内容に相違があった場合は、パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定に基づく処分があることを承知しております。

（届出者）平成 年 月 日

印

本申請に係わる建築物について、パークシティ浜田山（戸建地区）景観協定に適合するものであることを証します。

（建築の請負者）平成 年 月 日

印